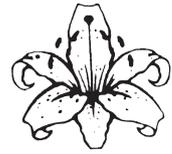


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 7 年12月12日 (金曜日)

定期 第 672 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ
○告示	
公印の廃止 (総務・文書課)	899
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (2件) (県土整備・砂防課)	899
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (2件) (県土整備・砂防課)	900
○選挙管理委員会告示	
地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	901
地方自治法に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数	901
地方自治法等に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	903
○公告	
都市計画の図書の写しの縦覧 (8件) (県土整備・都市計画課)	903
開発行為に関する工事の完了 (平塚土木事務所)	905

告 示

神奈川県告示第638号

次に掲げる公印を令和7年9月30日限り廃止した。

令和7年12月12日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(公印名)

(印 影)

神奈川県大和綾瀬地域児童相談所長印



神奈川県告示第639号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和7年12月12日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
枅形4丁目3	川崎市多摩区枅形四丁目、枅形二丁目及	急傾斜地の崩壊	枅形4丁目3	川崎市多摩区枅形四丁目、枅形二丁目及	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

発
行

横 神 神 神
浜 奈 奈 奈
市 川 川 川
中 県 県 県
区 政 政 政
日 策 策 策
本 局 局 局
大 部 部 部
通 法 法 法
一 務 務 務
一 課 課 課
一 課 課 課

電話
横 神 神 神
浜 川 川 川
市 県 県 県
中 政 政 政
区 策 策 策
日 局 局 局
本 部 部 部
大 法 法 法
通 務 務 務
一 課 課 課
一 課 課 課

び生田八丁目のうち、 次の図に示す区域		び生田八丁目のうち、 次の図に示す区域	
------------------------	--	------------------------	--

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センターにおいて一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第640号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和7年12月12日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
極楽寺1丁目3	鎌倉市極楽寺一丁目及び坂ノ下のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	極楽寺1丁目3	鎌倉市極楽寺一丁目及び坂ノ下のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
浄明寺4丁目1	鎌倉市浄明寺四丁目、浄明寺三丁目、十二所及び二階堂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	浄明寺4丁目1	鎌倉市浄明寺四丁目、浄明寺三丁目、十二所及び二階堂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所において一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第641号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和7年12月12日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
枳形4丁目3	川崎市多摩区枳形四丁目及びび生田八丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	枳形4丁目3	川崎市多摩区枳形四丁目及びび生田八丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センターにおいて一般の縦覧に供する。)

神奈川県告示第642号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及

び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 7 年12月12日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
極楽寺 1 丁目 3	鎌倉市極楽寺一丁目及び坂ノ下のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	極楽寺 1 丁目 3	鎌倉市極楽寺一丁目及び坂ノ下のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
浄明寺 4 丁目 1	鎌倉市浄明寺四丁目、浄明寺三丁目、十二所及び二階堂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	浄明寺 4 丁目 1	鎌倉市浄明寺四丁目、浄明寺三丁目、十二所及び二階堂のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県藤沢土木事務所に於いて一般の縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

神奈川県選挙管理委員会告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数は、154,225である。

令和 7 年12月12日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 保 阪 努

神奈川県選挙管理委員会告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 7 年12月12日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 保 阪 努

選挙区名	選挙区内において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数
横 浜 市 鶴 見 区	80,471
同 神 奈 川 区	69,224
同 西 区	29,476
同 中 区	40,703
同 南 区	55,600
同 港 南 区	60,108
同 保 土 ケ 谷 区	57,084
同 旭 区	68,430